

大和市告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を次のとおり変更したので、同法第20条第2項の規定により、当該図書を本市街づくり計画部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年11月25日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

大和市深見台三丁目、上和田字谷戸頭、渋谷八丁目、福田字甲五ノ区及び下鶴間字甲一号地  
内